

学校法人日本女子大学と文京区との相互協力に関する協定

学校法人日本女子大学を甲とし、文京区を乙として、甲と乙は、相互の協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が学術研究の発展及び施策の充実のため相互協力し、もって人材の育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力)

第2条 前条の相互協力の事業は、次のとおりとする。

- (1) 学術研究の成果及び人材の提供
- (2) 施設の利用
- (3) 文京区地域防災計画に基づく災害応急対策業務
- (4) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要があると認めたこと。

2 前項の事業の実施は、別に定める細目によるものとする。

(協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定の締結の日から3年とする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成18年10月30日

東京都文京区目白台2丁目8番1号

甲 学校法人日本女子大学
代表者 理事長

後藤祥子

東京都文京区春日一丁目16番21号

乙 文京区
代表者 区長

煙山力

学校法人日本女子大学と文京区との

相互協力に関する協定実施細目

(主旨)

第1条 この細目は、学校法人日本女子大学と文京区との相互協力に関する協定（以下「協定」という。）第2条第2項に基づき、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの実施)

第2条 学校法人日本女子大学（以下「甲」という。）は、文京区（以下「乙」という。）との間で、インターンシップを実施する。

(学習活動支援事業の実施)

第3条 甲は、乙に対し、大学生又は大学院生を学習指導補助員等として派遣し、学習支援活動を行う。

2 乙は、甲からの依頼があったときは、学校教育関係者等の派遣又は学習機会の提供に努める。

(学術研究の成果の提供とその支援)

第4条 乙は、甲の学術研究の成果を発表する場及び機会の提供に努めるとともに、後援等を行うよう努める。

2 乙は、甲の開催する公開講演会等について、甲からの依頼があったときは、その広報について協力するよう努める。

3 甲は、その学術研究の成果により学校教育、生涯学習、IT人材育成等乙の施策に協力する。

(施設の利用)

第5条 甲及び乙は、学術研究の発展及び施策の充実のために、それぞれが保有する施設について、相互にその利用を承認するよう努める。

(その他の協力内容)

第6条 前各条に掲げるもののほか協定第1条の目的を達成するため、甲及び乙は、相互協力が可能な事項等について積極的に検討する。